

# 第46回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和4年3月29日(火)15:10～  
場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

## 次 第

### 議 題

- 1 オミクロン株に対する当面の対策について
  - (1) オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の実施について
  - (2) 医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正について
  - (3) その他
  
- 2 「医療警報」解除後の対応について
  
- 3 各部局における対応について
  
- 4 その他

# オミクロン株に対する当面の対策（案） ～これまでの対策を踏まえて～【概要版】

令和4年3月●日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 ワクチン接種について

### (1) 追加接種

- ・ 4月末までに約124万回の接種を目指す。  
(4月中に約25万回。4月末までの接種可能対象者に対して、高齢者は9割以上、全体8割以上の接種を目指す。)
- ・ 県接種会場は予約なし接種など利便性向上を図るとともに、2万人規模で運営する。

### (2) 小児接種

- ・ 4月中旬までに接種を希望する小児に対する接種体制を全市町村で整備する。

## 2 検査、療養体制等について

### (1) 検査

- ・ 診療検査医療機関の更なる増加を図り、抗原定性検査キットでの検査を推進する。
- ・ 保健所に、当面10,000個の抗原定性検査キットを備蓄し、必要な検査を臨機に実施する。

### (2) 治療

- ・ 国に対して在庫上限数の引き上げなど柔軟な対応を要請する。

### (3) 入院調整

- ・ 一次振り分け診察について、より多くの診療検査医療機関での実施を目指す。
- ・ 転院調整や後方支援医療機関の積極活用など、コロナ病床の効率的な運用を行う。

### (4) 自宅療養

- ・ 健康観察センターによる健康観察と生活支援物資の提供を継続して実施する。
- ・ 健康観察センタースタッフを状況に応じて増員する一方、健康観察対象者をシステム入力がない者に限定する。

### (5) 保健所等対応

- ・ 高齢者等ハイリスク者に対する対応に重点化する。
- ・ 濃厚接触者の検査のため、休園が困難な保育所等の職員には、抗原定性検査キットを配付する。

### (6) 変異株等の検出

- ・ 現行体制に加え、民間検査機関へのゲノム解析の委託を検討する。
- ・ BA.2のスクリーニング検査実施に備える。

### **3 施設等における感染防止対策について**

#### (1) 高齢者等施設における対策

- ・感染予防対策の研修や看護協会と連携した個別指導を実施する。
- ・レベル5地域にあつては、必要に応じて従事者に対する集中検査を行う。

#### (2) 学校における対策

- ・臨時休業ルールを継続・徹底する。
- ・基本的な対策に関し、市町村立学校、私立学校、大学・専門学校等への研修を実施する。

#### (3) 保育所等における対策

- ・ウイルスを施設に持ち込まない、広げない対策の徹底する。
- ・レベル5地域にあつては、保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨する。

#### (4) 飲食店等事業者に対する対策

- ・「信州の安心なお店認証制度」を継続し、認証更新時に対策を改めて点検する。
- ・基本的な感染防止対策に関する利用者への呼びかけを依頼する。
- ・検温器など感染対策に必要な資器材を配布する。

### **4 感染警戒レベルについて**

- ・医療アラートを感染警戒レベルと別建てにして、新たに医療特別警報を設ける。
- ・感染警戒レベルの新規陽性者数の基準を実情に合わせて見直す。

# オミクロン株に対する当面の対策（案） ～これまでの対策を踏まえて～

令和4年3月●日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 【目的】

本年1月から始まった過去最大の第6波が長期化している現状を踏まえ、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の再検討を行い、オミクロン株の特性や陽性者の状況等に基づき、対策の改善を行うこと

## 【再検討項目】

- 1 ワクチン接種について
- 2 検査、療養体制等について
- 3 施設等における感染防止対策について
- 4 感染警戒レベルについて



# 基本的な現状認識

## 1 オミクロン株の特性

- 感染症法上2類相当の取扱いが維持され、致命率は、季節性インフルエンザの致命率よりも高い。
- 感染・伝播性が高いことが示されている一方で、若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくいと考えられる。

## 2 陽性者の状況（第5波と第6波の比較）

- 新規陽性者数は約6.8倍に急増し、20歳未満の年代で陽性者が多い傾向にある。
- 重症及び中等症の割合が、高齢者を含むいずれの年代においても減少している。

## 3 治療薬の普及

- 令和4年3月14日現在、中和抗体薬2種、抗ウイルス薬3種、計5種の治療薬が使用され、いずれも重症化予防効果があるものとして承認されている。

## 4 暮らしや事業への影響

- 対策を実施する場合において、県民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限にとどめる必要がある。新規陽性者数が多い場合、要請等を強化しなくても、人の行動に影響を及ぼすことにも留意することが必要である。

### 【参考】

	新規陽性者数	陽性者のうち 重症及び中等症の割合（全体）	陽性者のうち 20歳未満の年代の者の割合	陽性となった高齢者のうち 重症及び中等症の割合
第5波（R3.7.1～12.31）	3,925人	10.6%	21.2%	27.0%
第6波（R4.1.1～3.12）	26,755人	2.3%	33.2%	14.3%

## 新たに重視する目標

○ 「救える命が救えなくなる事態を回避する」という基本目標は維持し、「新規陽性者数の抑制」を図りつつ、「**重症化リスクの高い方を守ること**」を**対策の重点**とする。

特に高齢者の新規陽性者をできる限り抑制するとともに、以下の目標に向かって取り組む。

**(1) 確保病床使用率：20%以下を目指す**

**(2) 重症者用病床使用率：20%未満(8人以下)を維持する**

# 1 ワクチン接種について

- (1) 追加接種
- (2) 小児接種



## (2) 小児接種

### 【現状】

- 68市町村が3月中に接種開始を予定
- 小児中核病院（信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院）において、基礎疾患のある子どもへの接種を実施中
- こども病院においては、全県から紹介状のある子どもを受け入れ

### 【当面の改善策】

- 重症化リスクの高い基礎疾患を有する5～11歳の子どもやその同居の子どもへのワクチン接種の推奨、及びその他希望する子どもへの接種機会を確保する
- 4月中旬までに、接種を希望する小児が接種できる体制を全市町村で整える

### 【参考】

市町村における小児接種の体制整備状況 ※令和4年3月28日時点

開始時期	市町村数	小児人口(割合) ※R3.1.1住民基本台帳から
3月上旬	10市町村	9,643人 (8.0%)
3月中旬	29市町村	69,558人 (57.4%)
3月下旬	29市町村	39,084人 (32.3%)
4月中	9市町村	2,828人 (2.3%)

小児中核病院における体制整備状況

	県立こども病院	信州大学医学部附属病院
接種開始日	3/2(水)	3/7(月)
接種対象	入院・通院している 基礎疾患を有する児	入院・通院している 基礎疾患を有する児
対象者の兄弟姉妹	対象としない	対象とする
医療機関からの 紹介状を有する児	対象とする	対象としない
接種日	週2(毎週月曜、水曜PM) ※4月以降、水曜のみ継続	週3(毎週月曜、火曜、木曜PM) ※4月以降未定

## 2 検査、療養体制等について

- (1) 検査
- (2) 治療薬
- (3) 入院調整
- (4) 自宅療養
- (5) 保健所等対応
- (6) 変異株等の検出

# (1) 検査

## 【現状・課題】

### (現状)

- 身近な医療機関での診療・検査を促進するため診療・検査医療機関を指定（3/16現在633、うち513を公表中）
- 外来・検査センターを県内13か所に設置
- 医療機関や民間検査機関と検査に係る委託契約を締結
- 感染拡大時、必要な地域や施設に集中的な検査を実施
- 感染不安を感じる県民が無料で受けられる検査を1月7日から実施

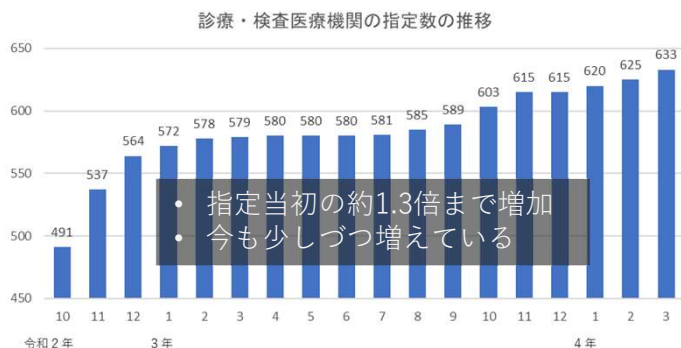
### (課題)

- 検査試薬及び検査キットの不足
- 外注検査（大手民間検査機関）の結果判明の遅れ

## 【当面の改善策】

- 引き続き、症状がある場合は医療機関受診を促す
- 診療・検査医療機関の指定増や、県ホームページ掲載数の増など、現在の診療・検査体制の維持・増強を図る
- 国に検査試薬や抗原定性検査キットの安定供給を働きかける
- 診療・検査医療機関における抗原定性検査キットの更なる活用を働きかける
- 医療機関や民間検査機関との委託契約を継続する
- 保健所に当面10,000個の抗原定性検査キットを備蓄し、必要な検査を臨機に実施する。
- 薬局等における感染不安がある者向けの無料検査を当面の間継続する

## 【参考】



診療・検査医療機関の公表状況

都道府県名	令和4年3月14日時点					
	全体数	順位	うち公表済み	順位	公表率	順位
埼玉	1403	7	1403	5	100%	1
東京	4247	1	4247	1	100%	1
高知	242	47	242	39	100%	1
長野	633	20	513	17	81%	21
群馬	683	16	538	15	79%	26
岐阜	734	15	489	20	67%	39
新潟	674	17	380	28	56%	46
合計	36,221		29,479		81%	

- 海外製の検査試薬は、供給が不安定。
- 無料検査の開始や第6波の急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの供給がひっ迫した。
- 検査需要増により大手民間検査機関の検査結果判明が遅れ気味となった。
- 疑い患者の診療がひっ迫していると回答した診療・検査医療機関は、全体の5%程度（厚労省調査令和4年3月第1・2週）

## (2) 治療薬

### 【現状・課題】

#### (現状)

- 令和4年3月14日現在、軽症・中等症1患者を対象とした治療薬は、中和抗体薬2種、抗ウイルス薬3種

#### (課題)

- 一部の治療薬を除き国内流通量が限られており、登録した医療機関・薬局・施設でのみ処方等が可能
- 発注から数日（最短翌日）で配送される体制は構築されているものの、在庫保有は限られた数しか認められていない

### 【当面の改善策】

- 県内の登録医療機関・薬局等が追加・変更された際には、関係機関に速やかに周知し、随時情報共有を図っていく
- 患者急増時には在庫上限数を引き上げるなど、状況に応じて、国に対し柔軟な対応を求めていく

### 【参考】承認済み治療薬の状況（R4.2.28現在）

	薬剤名（販売名）	承認日	県内取扱登録施設数	県内在庫登録施設数	在庫上限数	県内投与者数	全国投与者数
中和抗体薬	カリシビマブ/イムデビマブ（ロナプリーブ）	R3.7.19 R3.11.5	64医療機関	35医療機関	3人分	622人	39,275人
	ソトロビマブ（ゼビュディ）	R3.9.2	57医療機関	40医療機関	3人分	1,433人	84,812人
抗ウイルス薬	レムデシビル（ベクルリー）	R2.5.7		（市場流通のため未集計）			
	モルヌピラビル（ラゲブリオ）	R3.12.24	280医療機関、224薬局、119高齢者施設※	46医療機関	3人分	916人分	82,622人分
	ニルマトレルビル/リトナビル（パキロビッド）	R4.2.10	55医療機関 1薬局（試行運用）	31医療機関	5人分	（承認後間もないため未集計）	

※登録ID申請数



## (3) 入院調整

### 【現状】

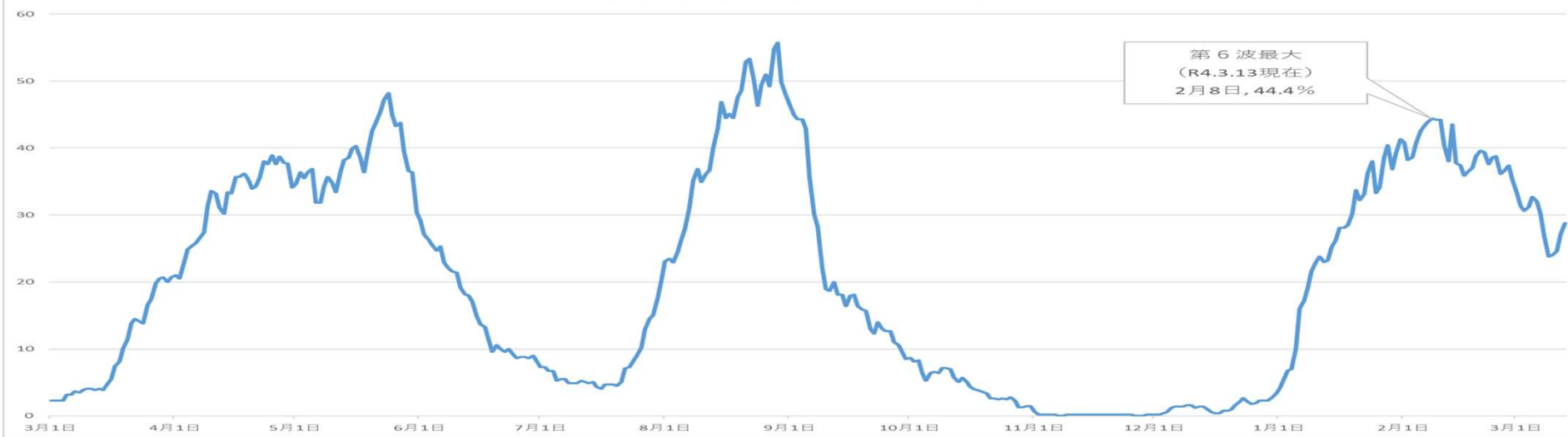
- オミクロン株による感染急拡大をふまえ、発生届により療養先判断を行う「一次」と、これまでどおり詳細な検査を行う「二次」の振り分け診察により、迅速に入院要否の判断を行う体制に移行済み
- 振り分け診察にあたっては、専門家作成の「入院要否の医学的な判断目安」により適切な入院要否の判断を実施
- オミクロン株の知見により、入院から4日目以降で中等症Ⅱ以上への悪化が無い場合は宿泊療養等への移行を積極的に推進
- 後方支援医療機関を26か所指定し、患者受入医療機関から退院基準どおりの退院を促進
- 入院医療が必要な方が入院できないという状況にはない

### 【当面の改善策】

- 一次振り分け診察について、より多くの診療検査医療機関での実施を目指す
- 病床のひっ迫により圏域内での入院が難しい場合は、調整本部が全県を対象に入院調整を実施する
- 受入医療機関の役割分担の下、症状に応じた転院調整や後方支援医療機関の積極的な活用によるコロナ病床の効率的な運用を実施する
- 患者受入医療機関向けの検討会の開催などにより、効果的な治療法の知見を広め、早期回復による効率的な病床運用を促進する
- 医療機関等への中和抗体薬や経口抗ウイルス薬の在庫保有を進め、早期治療による入院から宿泊療養等への移行を推進する

### 【参考】

病床使用率推移 (R3.3.1~R4.3.13)



## (4) 自宅療養

### 【現状・課題】

(現状)

- 健康観察センターの業務  
健康観察：1,500件/日、生活支援物資の提供：30件/日
- 健康観察センターのスタッフ
  - ① 看護師 平時38人→現在46人  
[2交代制] 早番・遅番 各6人→早番・遅番 各12人
  - ② 事務スタッフ 平時5人→現在41人  
[2交代制を新たに導入] 日勤35人、夜勤6人
- 自宅療養者の症状増悪時は保健所が引き取り、症状に応じて指定医療機関による受診・入院調整または登録医療機関による電話診療等を実施  
(課題)
- 「まん延防止等重点措置」の終了に伴う自宅療養者の増加が懸念される

### 【当面の改善策】

- 保健所の負担軽減を図るため、4月以降も健康観察センターで健康観察と生活支援物資の提供を実施する
- 健康観察センターと療養者の双方に負担が生じないよう療養体制の強化と改善を実施する
  - ① 健康観察センターのスタッフを状況に応じて増員
  - ② 健康観察の電話を遠隔健康管理システムへの入力がない療養者に限定
- 自宅療養者の症状増悪時は保健所が引き取り、症状に応じて、指定医療機関による受診・入院調整または登録医療機関による電話診療等を実施する

### 【参考】

- 第6波の特徴として、学校や保育園等の集団感染や家庭内感染の拡大により多くの子供とその家族が自宅療養となった。
- 自宅療養者のうち、症状が悪化し入院に移行した者の割合は、第5波では約1割だったが、第6波では1%に満たない。
  - 第5波：1,261人中98人 (7.8%)
  - 第6波：17,203人中97人 (0.6%) (令和3年1月1日～2月28日)

## (5) 保健所等対応

### 【現状・課題】

(現状)

- 感染拡大時には、行動歴調査を効率化し、濃厚接触者の早期特定に注力。また、ハイリスク者やハイリスク施設等に対する調査等を優先的に実施

(課題)

- 今後、さらに陽性者が増加する場合や陽性者の高止まりが継続する場合は、社会機能の維持や保健所の限られたリソースの効果的活用のため、流行株の特性を踏まえた対応への転換が必要

### 【当面の改善策】

- 保健所は、ハイリスク者やハイリスク施設等に対する調査・検査に注力するとともに、有症状者へは早期受診を呼びかけ、適切な療養へつなげていく
- 保育所・小学校など、集団感染が生じやすい施設等については、学校・施設等の協力の下、保健所が調査等を実施する
- 濃厚接触者の検査のため、休園が困難な保育所等の職員には、抗原定性検査キットを配付する
- 陽性者が確認された事業所等に対しては、原則として保健所による調査等は実施せず、感染状況等に応じた自主的な感染対策の徹底を求めなど、社会機能維持と感染拡大防止の両立を図っていく
- 集団感染が発生した場合は、引き続き、必要に応じて保健所による調査やクラスター対策チームの派遣を実施する

【参考】 (R4.3.14現在 ※濃厚接触者数は推計、感染経路不明率は今後変動する場合あり)

陽性者数と濃厚接触者の推移



感染経路不明率の推移



## (6) 変異株等の検出

### 【現状・課題】

(現状)

- 重症・死亡例、集団的感染事例を中心に、地域に偏りがないようにサンプリング
- 信大病院で32件/週、県環境保全研究所で16件/週（最大24検体）を実施
- 大手民間検査機関が国の委託を受けて実施しており、不定期だが県内の検体も対象となる

(課題)

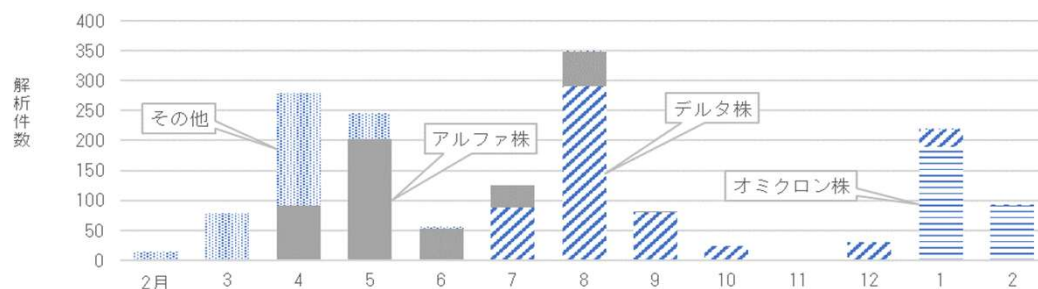
- 現状、ゲノム解析の件数を増やすのは難しい
- BA.2のスクリーニングに向けて、国立感染症研究所の技術支援が待たれる。

### 【当面の改善策】

- ゲノム解析については、現在の体制に加え、民間検査機関への委託を併せて検討する
- 県環境保全研究所はゲノム解析を中心に行いつつ、長野保健所でスクリーニング検査が実施できるよう連携して準備を進め、BA.2のスクリーニング検査実施に備える

### 【参考】

ゲノム解析件数の推移



- 令和4年3月10日、県内1例目のオミクロン株BA.2の陽性者が確認された旨、公表した。
- BA.2の特性（BA.1との比較）
  - ✓ 感染性が高い。
  - ✓ 世代時間は15%短く、実効再生産数は26%高い。
  - ✓ 重症度（入院・重症化リスク）に差はない。
  - ✓ ワクチン予防効果に差はない。

(出典：アドバイザーボード資料)

### 3 施設等における感染防止対策について

- (1) 高齢者等施設における対策
- (2) 学校における対策
- (3) 保育所等における対策
- (4) 飲食店等事業者に対する対策



# (1) 高齢者等施設における対策

## 【現状・課題】

- 高齢者施設における新規陽性者数は、2月20日～26日の週をピークに減少しているものの、若干の集団感染事例の発生が続いている。
- 高齢者等施設においては、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設に係る基準等により感染症等の予防及びまん延防止のための対策委員会を設置（義務付け）するとともに、研修及び訓練を実施
- 看護協会と連携し、感染予防対策に係る個別指導等を実施
- 自主検査実施を奨励し、係る経費を補助するとともに、感染拡大時には集中検査を実施

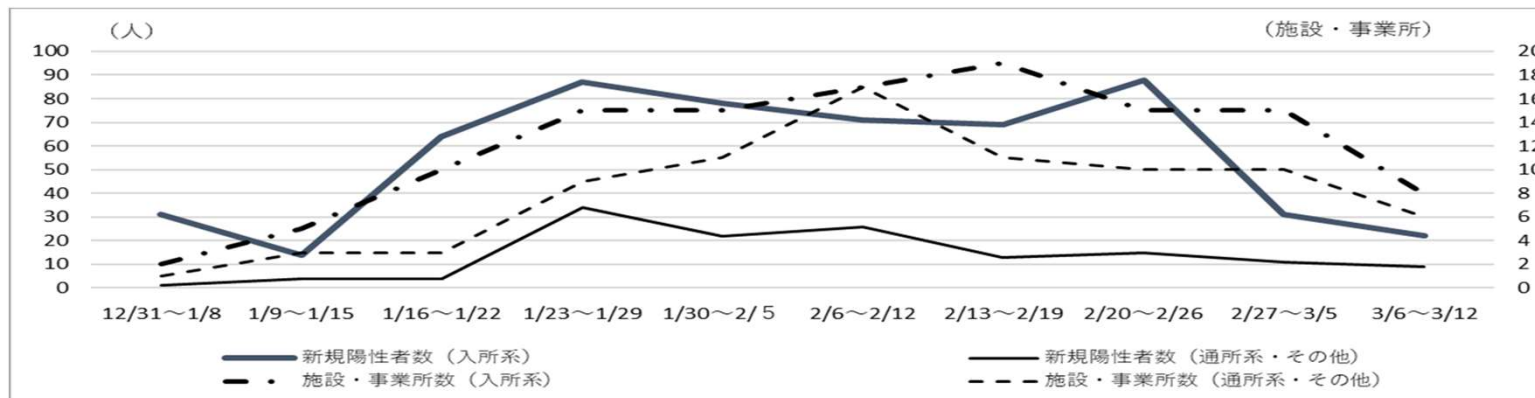
## 【当面の改善策】

- 対策委員会担当者等を対象にオミクロン株の特性を踏まえた感染予防対策についての研修を実施する
- 看護協会と連携した個別指導等を継続する
- 自主検査の奨励及び係る経費の補助、宿泊施設確保に係る取組の支援、人材確保等に係る経費の補助及び高齢者施設のゾーニング環境等の整備に係る経費の補助を継続する
- レベル5地域にあっては、必要に応じて高齢者等施設従業者等を対象とした集中検査を実施する

## 【参考】

高齢者施設の新規陽性者の発生状況（第6波）

合計 694名



介護支援課  
令和4年3月12日17:00現在  
(長野市、松本市を除く)

## (2) 学校における対策

### 【現状・課題】

- 小学校の新規陽性者数は2月上旬をピークに減少しているが、依然として高い水準にある。
- 臨時休業ルールの導入などにより、集団感染は一定程度抑制されたが、下げ止まっている。

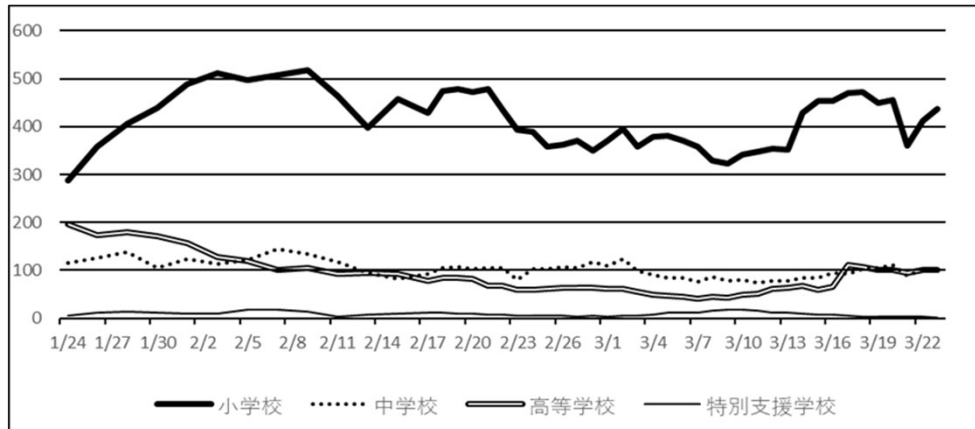
### 【当面の改善策】

- 県立学校では、新学期のスタートにあたり、ウイルスを校内に持ち込まない、広げないよう基本的な感染症対策を継続するとともに以下の対策を徹底する
  - ・ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校させない
  - ・ 入学式・始業式などの行事や部活動は感染防止対策を徹底
  - ・ 教職員や保護者にワクチン接種を呼びかけ
  - ・ 陽性者が発生した場合の臨時休業のルールを継続・徹底  
(5日間の学級閉鎖、陽性者がいない学級でも濃厚接触者が20%いる場合学級閉鎖)
- 4月に市町村立学校及び私立学校、大学・専門学校も含めた動画配信での研修を行い、年度当初に特に注意すべき事項を周知、学校での対策徹底を依頼する

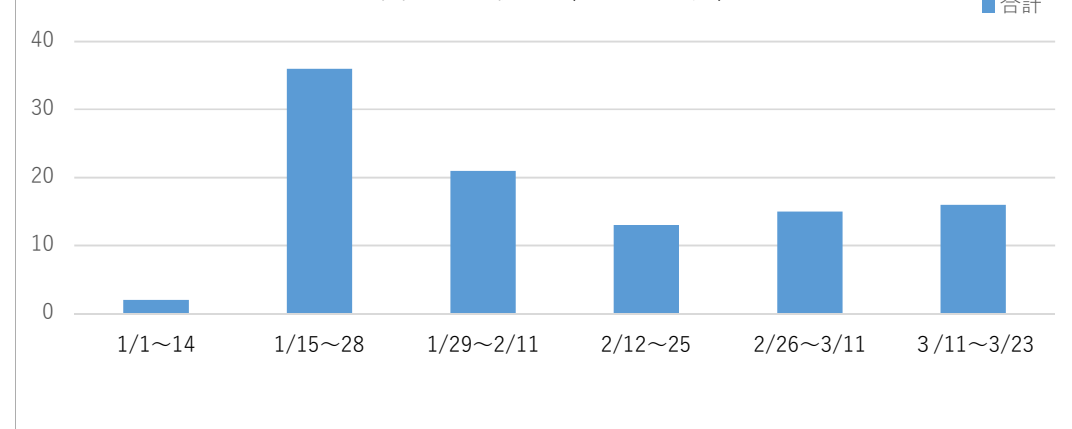
### 【参考】

校種別新規陽性者数

令和4年3月23日時点 1週間の延べ人数



集団感染の状況 (県・市公表)



## (3) 保育所等における対策

### 【現状・課題】

- 保育所等における新規陽性者数と集団感染が疑われる事例は、2月上旬をピークとして、下げ止まっている。

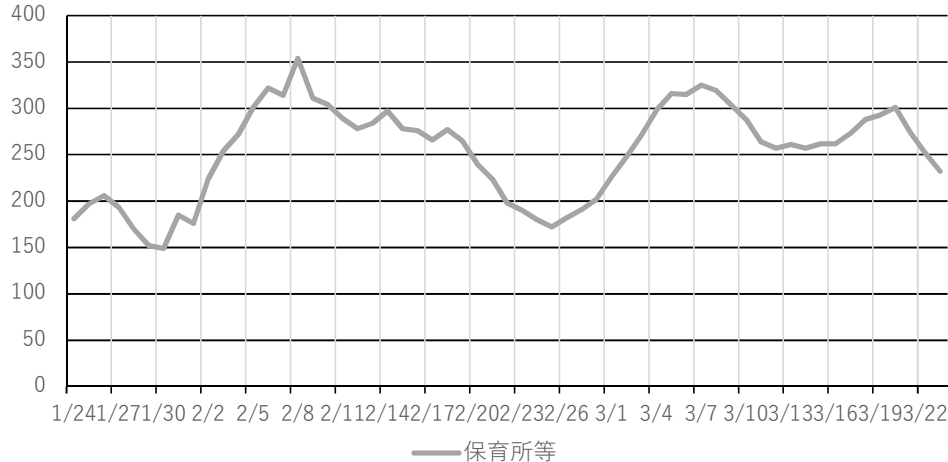
### 【当面の改善策】

- 原則開所が必要な施設であるため、ウイルスを施設内へ持ち込まない、施設内で広げないことを目標に対策を継続して徹底することを市町村等に依頼する  
(主な依頼内容)
  - ・ 健康観察を徹底し、体調不良時は出勤（登園）をせず受診する
  - ・ 家族に体調不良者がいる場合は、かかりつけ医に相談した結果が判明するまで出勤（登園）しない
  - ・ 職員、保護者へのワクチン接種の呼びかけ
  - ・ 入園式等の行事の際の感染防止対策の徹底
  - ・ 密にならない保育の実施、感染リスクが高い活動の回避
  - ・ 保育士等に対する検査キットを活用した検査の推奨

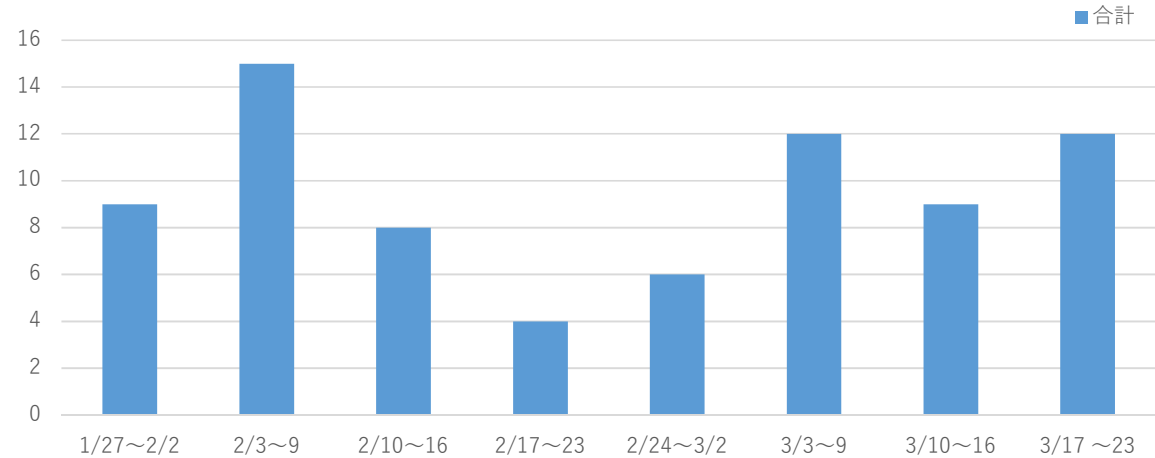
### 【参考】

新規陽性者数

令和4年3月23日時点 1週間の延べ人数



集団感染の状況（県・市公表）





## (4) 飲食店等事業者に対する対策

### 【現状・課題】

- 「信州の安心なお店」認証制度により、飲食店等の感染対策が徹底されている。加えて、飲食の機会が増える時期（年度末）を捉え、各地域振興局において、飲食店等に対する巡回を実施し、感染防止対策の徹底を繰り返し働きかけている。
- 第5波と比較して、第6波では飲食関連に起因する陽性者の割合が減少。
- 一方で、飲食店の感染対策が徹底されていても、新規陽性者が多く、感染警戒レベルが高い状態では、官庁や企業等が宴会等を控える傾向が続いており、客足が戻ってこない（企業・関係団体からの聞き取りによる）

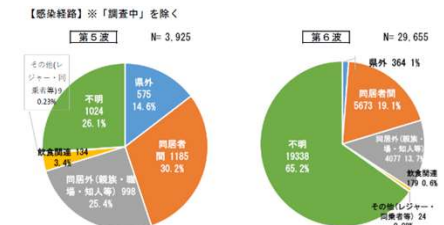
### 【当面の改善策】

- 「信州の安心なお店」認証制度を継続する  
R4年度の認証更新時（認証期間1年）には、再巡回により感染対策を改めて点検するとともに、事業者を求める感染対策の見直しを予定
- 「信州の安心なお店」（飲食業等）を対象に、検温器など感染対策に必要な資器材を配布するほか、「新たな会食のすゝめ」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ方法」について改めて周知する
- 飲食店等に対しては利用者へ基本的な感染防止対策とマスク会食の呼びかけを行うよう依頼するとともに、利用者に対しては飲食店等が行う感染防止対策に協力するよう依頼する
- 「信州プレミアム食事券」により、感染対策を行いつつ、飲食需要を喚起する（利用期間：R4.7末まで）

### 【参考】

「信州の安心なお店」認証店数  
・ 10,079者 うち飲食店 **6,185者** (R4.3.24現在)  
(県内飲食店数：10,677H28経済センサス)

感染経路（うち飲食関連）  
第5波 **3.4%** ⇒ 第6波 **0.6%** (R4.3.23現在)



# 4 感染警戒レベルについて

## 【現状・課題】

- 新規陽性者数と入院者数の相関が、株の特性により変化するため、全県の感染警戒レベルの基準のうち、確保病床使用率の基準と新規陽性者数の基準の相関が整合しない場合が生じる。
- 第5波と第6波を比較した場合、同水準の新規陽性者数であっても、延べ入院者数は2割程度にとどまっているため、全県の医療提供体制への負荷（≒延べ入院者数）がさほど高くないにもかかわらず、新規陽性者数の基準により、各圏域が上位のレベルに位置付けられている。

## 【当面の改善策】

- 全県に対する注意喚起は、医療提供体制への負荷の状況のみに応じて注意喚起を行うこととし、全県の感染警戒レベルを廃止した上で、医療アラートを感染警戒レベルと別建てにする。また、「医療特別警報」を新設する
- 陽性者数と入院者数の相関について、第5波との乖離を是正するため、圏域の感染警戒レベルにおける新規陽性者数の基準を実情に合わせて見直す

## 【参考】

	延入院者数 (a)	陽性者数(b)	陽性者一人当たり 延入院者数(a/b)	陽性者一人当たり 延入院者数の 直前の波との比較
第6波 (R4.1.1~3.21)	17,356人	30,597人	0.5672人	19.5%
第5波 (R3.7.1~9.30)	10,774人	3,701人	2.9111人	50.8%
第4波 (R3.3.1~6.30)	15,314人	2,673人	5.7291人	-

(イメージ)【新規陽性者数】

10人  
= 感染警戒レベルX

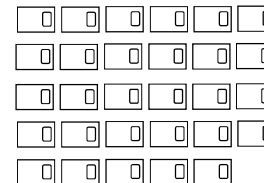


【延入院者数】

第6波（オミクロン株）：6人



第5波（デルタ株）：29人



医療への負荷に差があるにもかかわらず、同一のレベルXとなっている

# オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
  - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合などには、保健所による濃厚接触者の特定等を行う場合には、その特定を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

## 1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

### （1）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）

### （2）事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求めない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

### （3）入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

### （4）保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

## 2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。

# オミクロン株流行下における本県の積極的疫学調査の対応（案）

2022/3/29

感染症対策課

濃厚接触者区分	濃厚接触者の特定 (発症日2日前以降)	濃厚接触者への連絡 (外出自粛等要請)	濃厚接触者の検査	濃厚接触者の健康観察
(ア) 同居者	保健所が実施	保健所が連絡 (陽性者本人経由)	原則として、 ・ハイリスク者(注1) ・ハイリスク施設職員 に対して行政検査を実施	濃厚接触者本人又は家族が実施 ※有症状時は医療機関受診を案内
(イ) ・ハイリスク施設(注2) ・高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所(注3)	保健所が実施	保健所が連絡 (施設経由もあり)	行政検査を実施	施設、家族又は本人が実施 (保健所) ※有症状時は医療機関受診を案内
(ウ) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ	学校・施設等の協力の下、保健所が実施	学校・施設等が連絡	原則として、 ・ハイリスク者(注4) ・ハイリスク者と同居している者(注4) ・ハイリスク者が在籍する特別支援学校 に対して行政検査を実施(注5)	本人又は家族が実施 ※有症状時は医療機関受診を案内
(エ) 上記以外の事業所等 (中学校・高校含む)	<p>●原則として保健所等による一律の積極的疫学調査は実施しない(行動制限はかけない)が、以下について周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と接触があった者は、一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触等を控えること。</li> <li>・感染者と接触があった者に対しては、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨すること。</li> <li>・感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。</li> <li>・有症状時は速やかに医療機関を受診すること 等</li> </ul> <p>●集団感染が発生した場合等は、必要に応じて保健所による調査や検査を実施</p>			

注1) ハイリスク者：高齢者や基礎疾患を有する者など感染した場合に重症化リスクのある者

注2) ハイリスク施設：医療機関、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、療養介護事業所、障害児入所施設 等

注3) 高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所については、ハイリスク施設に準じ、入浴介助・食事介助など、接触状況等に応じて対象とする。

注4) 本人等からの申出内容(施設経由)により判断

注5) 休園が困難な保育所等の職員には抗原定性検査キットを配付

※ 本取扱いについては、所管部局を通じて関係団体に周知するとともに、県ホームページにおいて広く周知

※ 感染状況により、さらなる見直しも検討



# 新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所等の方へ

長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおり対応することとしますので、ご協力をお願いします。

陽性者の発生場所	濃厚接触者の調査・特定	濃厚接触者への行動制限
① 同居者	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
② ハイリスク施設※1	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
③ 保育所、幼稚園、小学校等	施設・学校等の協力の下、保健所が実施	施設・学校等が外出自粛等を依頼
④ 事業所等 (②、③除く)	原則、保健所は実施しない ( 集団感染発生時等は保健所 が実施する場合もあり )	保健所から外出自粛等を要請しない ( 行動制限をかけない ) が、自主的な健康観察・感染拡大防止対策を要請

事業所等内で陽性者が確認されたら、陽性者の感染可能期間中※2に陽性者と接触※3があった方に対し、以下の対応を依頼してください

## 1 自身の健康観察を行ってください

- ✓ 健康観察期間中※4は、毎日体温測定を行い自身の健康観察を実施してください
- ✓ 発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください（かかりつけ医がない場合は、裏面に記載の受診・相談センターに相談してください）

## 2 感染リスクの高い行動を控えるようご協力ください

- ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を制限する必要はありませんが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨します
- ✓ 健康観察期間中のハイリスク者※5との接触やハイリスク施設※1への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントの参加等を控えてください

**接触者のうち濃厚接触の可能性のある方は、以下についてもご協力をお願いします  
(濃厚接触に該当するかどうかは、裏面のチェックリストを参考にしてください)**

- ✓ 健康観察期間中は、出勤を含む外出の自粛を検討してください  
(仕事は在宅勤務や休暇等、他者との接触がなくなるよう職場と調整してください)
- ✓ 買い物は、ネットスーパーで行っていただくか、店舗を利用する場合は混雑していない時間帯に店舗に行き、マスクの着用等感染対策をした上で短時間で済ませてください

※1 医療機関、高齢者・障害者施設等、重症化リスクの高い方の利用が多い施設をさします

※2 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※3 接触者は、一緒に行動を供にした方、一緒に作業を行った方、同じ執務室で業務を行った方等幅広く対象としていただくようお願いします

※4 陽性者との最終接触日の翌日から7日間を健康観察期間といいます

※5 高齢者や基礎疾患を有する方など、感染した場合に重症化リスクの高い方をいいます



陽性者と接触した方にご確認いただきたいこと

- (A) 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日） 令和 年 月 日
- (B) (A) の2日前の日※ 令和 年 月 日
- (C) あなたが陽性者と最後に接触した日 令和 年 月 日

※(B)の日から療養終了日までは、周囲の方に感染させる可能性がある期間です。

療養終了日は、原則として有症状者は発症日の翌日から10日間経過した日、無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過した日となります。

(C)の日付は(B)より後の日又は同日ですか？

いいえ（前です）

濃厚接触には当たりません

はい（感染可能期間に接触があります）

いいえ

（ひとつも該当しません）

感染可能期間中（(B)以降の日）に以下のような接触をしましたか？

- 屋内外を問わず、一緒に食事・喫煙をした
- マスクで鼻、口がおおわれていない状態で、近距離（目安として1～2m以内）で15分以上会話をした
- 電話等を共有しており、こまめにアルコール消毒する等の感染対策を行っていない
- マスクをしても換気の乏しい空間に長時間（目安として1時間以上）一緒にいた

ひとつでも当てはまる場合は「はい」へ

はい

### 濃厚接触の可能性あります

- (C)の日付の翌日から7日間は、検温等自身の健康観察を行い、出勤を含む外出の自粛を検討してください
- 症状がみられたら、速やかに医療機関に事前連絡の上、受診してください

※かかりつけ医がない場合は、お住まいの地域の受診・相談センター（下表）にご相談ください

例えば、次のような事例が該当します

- 窓が開いていない更衣室で長時間会話した
- 自動車に換気をしないで長時間同乗した
- 狭い会議室で換気せずに長時間会議をした
- 同じ寮で生活しており、談話室等で換気せずに長時間会話した



### 受診・相談センター（24時間対応）

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久	0267-63-3178	木曾	0264-25-2227
上田	0268-25-7178	松本	0263-40-1939
諏訪	0266-57-2930	大町	0261-23-6560
伊那	0265-76-6822	長野	026-225-9305
飯田	0265-53-0435	北信	0269-67-0249

※長野市、松本市にお住まいの方は、市の保健所にお問い合わせください。

長野市保健所	平日 8:30～17:15 026-226-9964 休日・夜間 17:15～8:30 070-2828-6398
松本市保健所	0263-47-5670（24時間）

## 医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正について

R4.3.29

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主な改正点と考え方

## (1) 医療アラートの独立及び全県の感染警戒レベルの廃止について

陽性者数と入院者数の相関は、今後もその時々株の特性により様々な様態となる可能性があることから、全県の感染警戒レベルの基準のうち、確保病床使用率の基準と新規陽性者数の基準の相関が整合しない場合が生じうる。

したがって、全県に対する注意喚起を行う際には、確保病床使用率との相関が整合しない可能性がある新規陽性者数を基準から切り離し、医療提供体制への負荷の状況のみに応じて注意喚起を行うこととするため、全県の感染警戒レベルを廃止し、医療アラートを感染警戒レベルと別建てとする。

## (2) 医療アラートにおける「医療特別警報」の創設

確保病床使用率の状況等をさらに段階的に評価し、県民の皆様にご注意喚起を行う観点から、「医療警戒」と「医療非常事態宣言」の間に「医療特別警報」を創設する。

## (3) 圏域の感染警戒レベルにおける新規陽性者数の基準の見直しについて

第6波では、陽性者数と入院者数との相関に第5波まで以上に変化(下表)がみられており、病床使用率が低い状況であっても、陽性者数によって上位のレベルへ引き上げた。同様の措置を続けることは、対策が過剰となるおそれがある。したがって、新規陽性者数の基準を実情に合わせて見直す。

この改正はオミクロン株の特性を踏まえた暫定的な対応であることから、当面、基準は概ね3倍とする。ただし、新規陽性者数の基準については、今後、陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を踏まえ、さらなる緩和や厳格化を検討する。

	延入院者数 (a)	陽性者数 (b)	倍率 (a/b)	直前の波との倍率
第6波 (1/1~3/21)	17,356	30,597	0.5672	<u>5.1</u>
第5波 (7/1~9/30)	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 (3/1~6/30)	15,314	2,673	5.7291	-

## 2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」及び「医療アラートの発出基準」のとおり

## 医療アラートの発出基準（案）

令和4年3月29日  
新型コロナウイルス感染症対策室

### 1 主旨

確保病床数に対する入院者・重症者の割合や、その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

なお、重症化リスクが高い方を守るという観点から、医療アラートの発出状況により、各圏域の感染警戒レベルにおける対策内容の強度等を決定する。

### 2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として確保病床に対する入院者の割合、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は下表2「常にモニタリングする指標」の状況による総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件1 確保病床使用率の目安※1	要件2 <u>モニタリング指標</u> ( <u>下表2の指標</u> )の 状況による総合的判 断
— <u>(国レベル1相当)</u>	通常体制		
医療警報 <u>(国レベル2相当)</u>	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者/確保病床数の割合 = 25%以上</li> <li style="text-align: center;">又は</li> <li>・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 20%以上</li> </ul>	<u>継続的に悪化しており、今後医療提供体制のひっ迫が懸念されると認められる</u>
医療特別警報 <u>(国レベル2相当)</u>	<u>今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者/確保病床数の割合 = 35%以上</li> <li style="text-align: center;">又は</li> <li>・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 30%以上</li> </ul>	
医療非常事態宣言 <u>(国レベル3相当)</u>	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者/確保病床数の割合 = 50%以上</li> <li style="text-align: center;">又は</li> <li>・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 40%以上</li> </ul>	

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【表2：常にモニタリングする指標】

<u>モニタリング指標</u>
<u>新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比</u>
<u>高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比</u>
<u>PCR検査陽性率</u> <u>(陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))</u>



<u>入院者数／確保病床数の割合</u> <u>(確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)</u>
<u>重症者数／重症者用確保病床数の割合</u> <u>(重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)</u>
<u>入院率</u> <u>(入院者数を療養者数で除して得た割合)</u>
<u>人口 10 万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値</u>
<u>療養者数</u>
<u>重症者数</u>
<u>中等症者数</u>
<u>直近 1 週間の感染経路不明者の割合</u>

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

### 3 医療アラートの解除について

①アラートを発出した日から起算して 10 日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床に対する入院者の割合が目安を下回っている場合にあっては、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

# 【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（案）

※なお、本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年3月29日

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

## 2 圏域の感染警戒レベルについて

### 【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域の感染警戒レベルがレベル5となる ほか、医療アラートの発出状況等により、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	<u>アラート</u>	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※
1	二	—	—
2	<u>注意報</u>	人口10万人当たり <u>15.0</u> 人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者 <u>24</u> 人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	<u>警報</u>	人口10万人当たり <u>30.0</u> 人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者 <u>47</u> 人以上)	
4	<u>特別警報Ⅰ</u>	人口10万人当たり <u>60.0</u> 人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者 <u>94</u> 人以上)	
5	<u>特別警報Ⅱ</u>	人口10万人当たり <u>90.0</u> 人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者 <u>140</u> 人以上)	
6	<u>まん延防止等重点措置公示</u> 又は <u>緊急事態宣言</u> (特措法に基づく)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) <u>(緊急事態宣言)</u>	

※ 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表2：感染速度】

前週と比較した直近1週間の新規陽性者数の増減	指標
人口10万人当たり <u>60.0</u> 人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では <u>94</u> 人以上の増加)	激増
人口10万人当たり <u>30.0</u> 人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では <u>47</u> 人以上の増加)	急増
人口10万人当たり <u>15.0</u> 人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では <u>24</u> 人以上の増加)	増加
人口10万人当たり <u>15.0</u> 人未満の増減 (人口10万人以下の圏域では <u>24</u> 人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口10万人当たり <u>15.0</u> 人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では <u>24</u> 人以上の減少)	減少
人口10万人当たり <u>30.0</u> 人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では <u>47</u> 人以上の減少)	急減
人口10万人当たり <u>60.0</u> 人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では <u>94</u> 人以上の減少)	激減

### 3 感染警戒レベルの引下げについて

- ①レベルを引上げた日から起算して 10 日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、医療アラートが発出されていないときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

### 4 参考（各レベルにおける感染状態について）

レベル	アラート	感染の状態
<u>1</u>	<u>一</u>	<u>陽性者の発生が落ち着いている状態</u>
<u>2</u>	<u>注意報</u>	<u>感染が確認されており、注意が必要な状態</u>
<u>3</u>	<u>警報</u>	<u>感染拡大に警戒が必要な状態</u>
<u>4</u>	<u>特別警報Ⅰ</u>	<u>感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態</u>
<u>5</u>	<u>特別警報Ⅱ</u>	<u>感染が顕著に拡大している状態</u>
<u>圏域の感染警戒レベル6</u>	<u>まん延防止等重点措置公示</u> (特措法に基づく)	<u>特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態</u>
<u>全圏域の感染警戒レベル6</u>	<u>緊急事態宣言</u> (特措法に基づく)	<u>国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態</u>

(参考) 医療アラート及び感染警戒レベルに応じた対策の目安

1 医療アラートに応じた対策の考え方

アラート	対策の考え方
医療警報	社会経済活動の維持を前提とし、できる限りの感染防止対策を講じる
医療特別警報	感染の拡大が顕著である地域（市町村単位又は圏域単位）では社会経済活動を抑制して、感染防止に取り組む
医療非常事態宣言	全県で社会経済活動を抑制して感染防止に取り組む

2 対策の目安（あくまでも目安であり、その時々々の感染状況に応じて必要な対策を講じるため、下表の対策は実際の対策と異なる場合がある）

	医療アラート未発出 ・医療警報	医療特別警報	医療非常事態宣言
レベル1	「新しい生活様式」の定着の促進	医療特別警報が発出されていることを踏まえ、基本的な感染防止対策のさらなる徹底などの要請等を検討	外出自粛・都道府県をまたいだ移動の自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更・イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討
レベル2	住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請		
レベル3	ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進		
レベル4	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の自粛の要請等を検討	
レベル5	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の際の注意喚起の実施を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症化リスクの高い方等に対して外出自粛の要請等を検討</li> <li>感染の状況に応じて、施設に対する営業時間の変更やイベントの中止又は延期の検討の要請等を検討</li> </ul>	

なお、まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言が発出された際は、感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施する。まん延防止等重点措置が公示され、措置を実施する圏域についてはレベル6とし、緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

## 「医療警報」を解除し各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えます（案）

令和 4 年 3 月 ● 日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 趣旨等

年明け以降、オミクロン株への置き換わりに伴う新規陽性者の爆発的な増加により、確保病床使用率が 25% に迫ったことから、令和 4 年 1 月 13 日に全县の感染警戒レベルを 4 に引き上げ「医療警報」を発出しました。

その後も新規陽性者数の増加に歯止めがかからず、確保病床使用率は上昇を続けたことから、医療のひっ迫と社会機能の停滞を防ぐため、1 月 27 日から 3 月 6 日まで「まん延防止等重点措置」に基づく対策を講じたところです。

県民の皆様のご協力により、新規陽性者数は 2 月 5 日までの 1 週間の 4,071 人、確保病床使用率は 2 月 8 日の 44.4% をピークに減少に転じました。3 月中旬以降、新規陽性者数は再び増加に転じ先行きが懸念されるものの、確保病床使用率は 8 日連続で 25% を下回り、医療提供体制への負荷は軽減されつつあります。

このため、「医療警報」を解除し、次のとおり各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えることとします。

レベル	アラート	圏域【直近 1 週間*の新規陽性者数（人口 10 万人当たり）】
5	特別警報Ⅱ	佐久【255 人（124.74 人）】、上田【204 人（105.20 人）】、諏訪【418 人（215.64 人）】、南信州【298 人（191.82 人）】、松本【638 人（150.58 人）】、長野【1,056 人（198.23 人）】、北信【154 人（186.56 人）】
4	特別警報Ⅰ	上伊那【153 人（85.05 人）】
3	警報	北アルプス【55 人（97.80 人）】
1	—	木曾【16 人（62.80 人）】

※令和 4 年 3 月 22 日から 28 日まで

## 2 県民・事業者の皆様へのお願い

年度末・年度始めの人の移動や行事・会食等の増加、さらには、より感染力が強いと言われている B A. 2 による感染の拡大に警戒が必要な状況です。

県民及び事業者の皆様におかれては、特に別紙「高齢者や基礎疾患がある方を守り 第 6 波を克服するためのお願い」に沿った対応をお願いします。

ワクチン追加接種については、接種券が届いたら、できるだけ速やかに検討してください。特に、高齢者や基礎疾患がある方は、初回（1・2 回目）接種も含めて積極的なご検討をお願いします。

## 3 県としての対策

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、2 に加え、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いします。

- ・（★）を付した項目はレベル 5、（◇）を付した項目はレベル 4 及び 5 の圏域に限定した対策です。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号）に基づき実施するものです。

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください(◇)
- ② 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)
- ③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(◇)
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください(★)
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。(★)

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
- ③ 感染リスクが高い場所(食堂、寮など)での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

(3) 県が実施する対策

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
- ② 学校における感染防止対策の徹底
- ③ 保育所等における感染防止対策の徹底
- ④ 公共施設における感染防止対策の徹底(★)

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください(特措法第24条第9項)(◇)
  - 人との距離(マスク有でも最低1m)が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
  - 高齢者、基礎疾患等(呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満(BMI:30以上)、高血圧、喫煙など)があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意してください。
  - 「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗の利用を推奨します。

○ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。

② 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)

○ 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。また、大声での会話は控えるなど、感染防止にご配慮ください。

③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください

○ 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていませんが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者の皆様は、学校や保育所等が取り組む感染防止対策へ協力してください。

○ なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知します。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください

(特措法第24条第9項)

② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)(◇)

- 入場者数の制限(人と人との距離を概ね2メートル程度確保)
- 施設内での物理的距離の確保
- 十分な換気
- 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
- 客の健康状態の聞き取り、入口での検温

③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください(特措法第24条第9項)(★)

○ イベント主催者の皆様は次の対応を徹底し、必要な感染防止対策を厳格に講じてください。

ア 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントは、「感染防止安全計画」※を策定し、事前に県に提出

イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」※を作成の上、HP等で公表

※ 「感染防止安全計画」の策定・県への提出、または「チェックリスト」の作成・公表は、レベル5地域におけるものに限らず、全てのイベントで必要です。様式は県ホームページでご確認ください。

(対策例)・誘導員の配置等による来場者間の密集回避

- ・ 検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底
- ・ 入場時の検温等による有症状者の参加防止

- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いいたします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。(★)
  - 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けた着席を促してください。また、利用客へ基本的な感染防止対策とマスク会食を呼びかけてください。
  - ※ 「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和（同一テーブル5人以上の利用）は1月23日から停止しています。

**【従業員に対する感染防止対策】**

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いいたします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いいたします
  - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いいたします

**【社会機能を維持するための対応】**

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
  - 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制を整備してください。
- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いいたします

**(3) 県が実施する対策**

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
  - 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助します。(◇)
  - 感染拡大時には、当該施設の従業者等を対象に、必要に応じて集中的な検査を実施します。(★)
- ② 学校における感染防止対策の徹底

県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底した上で通常登校とすることを基本とし、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の対応」は原則継続します。

なお、特別支援学校についても、同様の対応を基本としますが、児童生徒一人ひとりの状況に配慮し慎重に対応します。

また、市町村立学校及び私立学校に対し、圏域や校内の感染状況、児童生徒の年齢、



施設の状況等に応じた適切な対応を依頼します。

#### <予防的対策の徹底>

- 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底
- 各教科等の指導において、グループワークや合唱など感染リスクの高い学習活動は実施しない（★）
- 学校行事等については、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期
- 部活動の実施にあたっては、1日の活動時間を2時間程度に短縮し、近距離で組み合わせたり接触したりする感染リスクの高い活動、練習試合、合宿等は原則実施しない（★）  
なお、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止の観点から必要な練習（合宿は除く）は認める。

#### <オミクロン株の特性を踏まえた陽性者発生時の対応>

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者が発生した学級の児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底するとともに、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 閉鎖する学級以外の児童生徒も含め、陽性者との接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にした場合またはそれと同等程度に感染可能性が高いと見込まれる場合は、出席停止
- 陽性者が発生していない学級においても20%程度の出席停止者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

※特別支援学校においては、保健所による濃厚接触者の特定が従来どおり行われることから、これまでの対応を継続（小学校については、この取扱いを参考とすることを依頼）

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底
- 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 陽性者が発生していない学級においても20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

#### <学びの保障と居場所の確保>

- 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施

- 臨時休業時には、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

### ③ 保育所等における感染防止対策の徹底

- 保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼します。
  - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
  - イ 不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染対策を徹底した上で、実施すること（◇）
    - ・入園式等の行事は、ゼロ密（分散開催、入替制による参加人数の制限等）、十分な換気、手指消毒、大人の正しいマスクの着用等、感染対策を徹底して行うこと
    - ・大人数での会食を伴う行事は中止・延期を検討すること
  - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
  - エ 市町村の感染状況に応じ、家庭で保育ができる保護者に対して可能な範囲で登園を控えていただくよう呼びかけることを検討すること（◇）
  - オ 市町村の感染状況に応じ、感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることを検討すること（◇）
  - カ 登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等については、感染拡大を防ぐ観点から、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」や保護者の状況、市町村の感染状況等を踏まえて安全面を重視して判断すること
  - キ 保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨すること（★）
- 放課後児童クラブについては、保育所等に準じた対応をするよう市町村に依頼します。

### ④ 公共施設における感染防止対策の徹底（★）

- 県の公共施設について感染対策を徹底することとし、対策の徹底が困難な場合には休止等の措置を検討します。また、市町村に対しても同様の対応を行うよう協力を要請します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

# 高齢者や基礎疾患がある方を守り 第6波を克服するためのお願い（案）

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方を守り、新規陽性者数を抑制しながら社会経済活動を回復していくため、県民の皆様には次のことへのご協力をお願いいたします。

※ レベルに応じた別に定める依頼にもご協力をお願いします

令和4年3月●日 長野県知事 阿部守一

## 1 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください

- ・同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、家庭内でもお互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
- ・同居の方も含め感染が心配な場合には、無料検査をご活用ください。

## 2 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください

- ・職場や学校では、休みやすい環境づくりに引き続きご協力ください。

## 3 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください

- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、十分にお気をつけてお出かけください。

## 4 ワクチンの追加接種をご検討ください

- ・接種券が届いたら、速やかにワクチンの追加接種についてご検討ください。
- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、1・2回目接種も含めて積極的にご検討ください。

なお、以下の基本的な感染防止対策にも引き続きご協力をお願いします

- ・人との距離の確保
- ・マスクの正しい着用（不織布マスク推奨）
- ・手洗い・手指消毒
- ・ゼロ密を意識
- ・屋内や車内の十分な換気
- ・会食をする際はできるだけ少人数で黙食を基本とし、会話の際はマスクを着用

## 年度末・年度始めにおける感染対策強化期間 (3/19から4/10まで)

人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、以下の内容に特にご協力ください。

### 【県民の皆様へ】

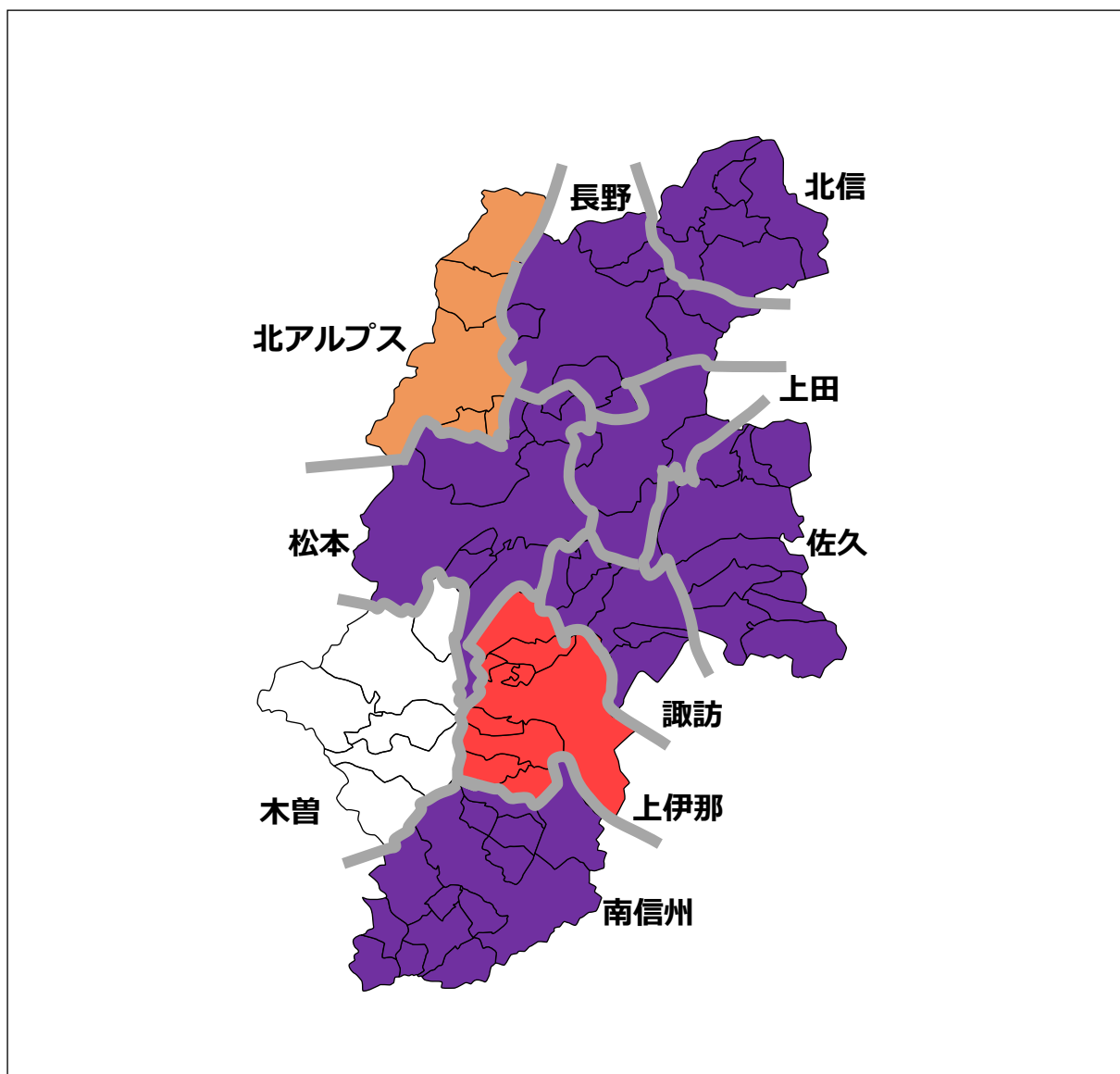
- 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際や、旅行を行う際は基本的な感染防止対策を徹底してください
- 進学・就職・帰省等による来県をできるだけ分散化してください

### 【事業者の皆様へ】

- 入学式、入社式などの行事を行う際は感染防止対策を徹底してください
- 転勤や引っ越しの時期の分散化をご検討ください

### 県内の感染警戒レベル (R4. 3. 29 現在)

感染警戒レベル5の地域	7圏域	佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、南信州圏域、松本圏域、長野圏域、北信圏域
感染警戒レベル4の圏域	1圏域	上伊那圏域
感染警戒レベル3の圏域	1圏域	北アルプス圏域
感染警戒レベル1の圏域	1圏域	木曽圏域



第 6 波対応事業者支援交付金を活用した事業者支援の状況について  
(3月18日現在)

産業労働部産業政策課

- 1 事業実施市町村            77 市町村
- 2 総事業費                    約 58億9,059万円  
(うち、第6波対応事業者支援交付金 41億170万円)
- 3 事業内容

事業名	実施予定 事業数	総事業費	内 容
給付金・補助金	80	44億5,823万円	第6波により、影響を受けた地域の事業者支援のための給付金、補助金
クーポン券・商品券配布	20	9億965万円	需要喚起のクーポン券の発行、商品券の配布
観光キャンペーン	5	1億7,595万円	宿泊割、観光プロモーション等
その他	6	2億1,946万円	簡易検査キットの配布等
未定	5	1億2,730万円	
計	116	58億9,059万円	

- 4 市町村ごとの事業内容    別紙    (県ホームページにおいても掲載)

## 第6波対応事業者支援交付金 市町村の実施事業一覧（令和4年3月18日時点）

- ・掲載内容は更新日時点のものであり、変更となる場合もあります。
- ・事業内容等詳細は各市町村へお問い合わせください。

市町村名	事業型	事業名	期間 <small>※給付金・補助金の場合は申請期間 ※クーポンの場合は利用期間</small>	担当課	連絡先
小諸市	給付金・補助金	<a href="#">小諸市第6波対応事業者支援給付金交付事業</a>	R4.2.14～R4.5.31	商工観光課	0267-22-1700（内2212）
	クーポン	未定	未定	〃	〃
佐久市	給付金・補助金	39サポート佐久市商工業支援給付金（事業復活支援金プラス）	R4.4月～R4.12月予定	商工振興課	0267-62-3265
小海町	給付金・補助金	小海町経営継続支援金事業	R4.4.1～R4.6.30	産業建設課	0267-92-2525
佐久穂町	給付金・補助金	<a href="#">佐久穂町新型コロナウイルス第6波対応事業者支援金</a>	～R4.5.31	産業振興課	0267-86-1553
	クーポン	未定	未定	〃	〃
川上村	給付金・補助金	川上村新型コロナウイルス感染症第6波対応事業者支援金	R4.3.22～4.15	企画課	0267-97-2121
南牧村	給付金・補助金	<a href="#">南牧村営業時間短縮協力金</a>	<small>長野県協力金交付決定通知日から1カ月以内</small>	産業建設課	0267-96-2211
	給付金・補助金	<a href="#">時短要請対象外事業者支援金</a>	R4.2.18～R4.5.31	〃	〃
	クーポン	<a href="#">信州みなみまきむら泊まってクーポン</a>	R4.3.1.～R4.5.10 宿泊分	〃	〃
南相木村	給付金・補助金	新型コロナウイルス感染症第6波対応事業者支援金	R4.3.10～R4.3.31	振興課	0267-78-2121
北相木村	クーポン	北相木村プレミアム付利用券等発行事業	R4.4.1～R4.8.31	経済建設課	0267-77-2111
軽井沢町	給付金・補助金	<a href="#">第6波対応事業者支援給付金事業</a>	R4.3.22～R4.6.30	観光経済課	0267-45-8579
御代田町	給付金・補助金	御代田町新型コロナウイルス感染症等対策「第6波対応事業者支援給付金（仮称）事業」	R4.3.28～R4.6.30予定	産業経済課	0267-32-3113
	給付金・補助金	テイクアウト応援補助金	R4.4.1～R4.9.30予定	〃	〃
立科町	給付金・補助金	立科町新型コロナウイルス第6波関連売上減少事業者支援金(予定)	R4.4月予定	産業振興課	0267-88-8412
上田市	給付金・補助金	<a href="#">上田市売上減少事業者一斉支援事業交付金</a>	R4.2.21～R4.6.30	商工課	0268-23-5395
東御市	未定	未定	未定	商工観光課	0268-64-5895
長和町	給付金・補助金	長和町新型コロナ対応6波対応緊急支援金事業	R4.2.1～R4.3.18	産業振興課	0268-75-2047
	クーポン	長和町商工会発行地域消費券支援（長和の里地域いきいき券）	R4.4月予定	〃	〃
	未定	未定	未定	〃	〃
青木村	給付金・補助金	<a href="#">青木村第6波対応事業者支援給付金</a>	R4.2.9～R4.3.9	商工観光移住課	0268-49-0111
	給付金・補助金	<a href="#">青木村第6波対応事業者支援給付金（第2弾）</a>	R4.2.9～R4.3.9	〃	〃
岡谷市	給付金・補助金	<a href="#">がんばれ岡谷 事業者応援支援金</a>	R4.4.1～R4.7.29	商業観光課	0266-23-4811（内1453）
諏訪市	クーポン	飲食店応援クーポン発行事業	未定	商工課	0266-52-4141
	給付金・補助金	未定	未定	〃	〃
茅野市	給付金・補助金	中小企業等持続化支援金(第2弾)	未定	商工課	0266-72-2101（内432）
	観光キャンペーン	ちの泊まって応援キャンペーン宿泊助成金事業（ちの割）（第4弾）	未定	観光課	0266-72-2101（内423）
	給付金・補助金	教育旅行宿泊施設支援事業補助金(第2弾)	未定	観光課	0266-72-2101（内423）
下諏訪町	給付金・補助金	<a href="#">第6波飲食事業者等経営支援事業</a>	R4.2.21～R4.4.22	産業振興課（商工係）	0266-27-1111（内273）
	観光キャンペーン	観光消費拡大キャンペーン事業	未定	産業振興課（観光係）	0266-27-1111（内271）
富士見町	給付金・補助金	<a href="#">事業継続緊急支援事業</a>	R4.3.1～R4.5.31	産業課	0266-62-9342
	その他	消費喚起促進事業	R4.3.1～R4.6.30	〃	〃
	クーポン	<a href="#">消費喚起割引券配布事業</a>	未定～R4.11.30	〃	〃
原村	給付金・補助金	<a href="#">原村第4弾事業継続特別給付金事業</a>	～R4.4.4	商工観光課	0266-79-7929
	給付金・補助金	原村第4弾事業継続特別給付金（追加給付金）事業	未定	〃	〃
伊那市	給付金・補助金	<a href="#">第6波対応中小事業者応援金</a>	R4.2.16～R4.5.31	商工振興課	0265-78-4111（内2431）
	給付金・補助金	<a href="#">野菜等農業者支援金</a>	R4.2.16～R4.5.31	農政課	0265-78-4111（内2411）
駒ヶ根市	給付金・補助金	中小事業者応援金（新型コロナウイルス対策）	R4.4.11～R4.6.30	商工観光課	0265-83-2111（内431）
辰野町	給付金・補助金	辰野町第6波対応事業者支援金	R4.4.1～R4.6.30	産業振興課	0266-41-1111
箕輪町	給付金・補助金	第6波対応危機突破事業継続支援金	R4.2.18～R4.6.30	商工観光推進室	0265-96-8300



飯島町	給付金・補助金	<a href="#">飯島町新型コロナウイルス第6波対応事業継続応援補助金</a>	R4.2.21～R4.3.31	産業振興課	0265-86-3111
	未定	未定	未定	〃	〃
南箕輪村	給付金・補助金	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対策（第6波）応援金</a>	R4.3.1～R4.5.31	産業課	0265-72-2104
中川村	給付金・補助金	緊急飲食店等事業者支援交付金	～R4.2.28	産業振興課	0265-96-0658
	クーポン	飲食店専用商品券発行事業	未定	〃	〃
宮田村	給付金・補助金	新型コロナウイルス対策事業者応援金	未定	産業振興推進室	0265-85-5864
飯田市	給付金・補助金	<a href="#">飲食店等へ定額給付金による事業継続支援事業</a>	R4.3.10～R4.7.29	産業振興課	0265-22-4511（内3513）
	その他	<a href="#">定性簡易検査キットによる事前検査で安心な会食支援事業</a>	R4.3.18～R4.5.31	商業・市街地活性課	0265-22-4511（内4650）
	その他	<a href="#">飯田お練りまつり等における感染拡大防止対策</a>	R4.3.24～R4.3.27予定	観光課	0265-22-4852
高森町	給付金・補助金	<a href="#">高森町事業継続応援金</a>	R4.2.16～R4.6.30	産業課	0265-35-9405
松川町	給付金・補助金	小規模事業者応援給付金	R4.2.7～R4.3.4	産業観光課	0265-36-7027
	給付金・補助金	危機突破推進支援金	R4.4.1～R4.6.30	〃	〃
阿南町	給付金・補助金	<a href="#">新型コロナウイルス経済対策事業者等特別定額給付金</a>	R4.4.1～R4.6.30	振興課	0260-22-4055
阿智村	給付金・補助金	<a href="#">第6波対応 阿智村新型コロナ特別応援金</a>	R4.2.24～R4.5.31	地域経営課	0265-43-2220
	給付金・補助金	未定	未定	〃	〃
平谷村	給付金・補助金	第6波対応事業者支援交付金	R4.3.1～3.31	産業建設課	0265-48-2211
根羽村	給付金・補助金	第6波対応事業者支援事業	未定	総務課	0265-49-2111
下條村	給付金・補助金	第6波対応事業者支援金	-	振興課	0260-27-2311
売木村	給付金・補助金	事業者支援給付金	未定	産業課	0260-28-2311
天龍村	給付金・補助金	<a href="#">天龍村新型コロナウイルス第6波対応個人事業者等特別給付金</a>	R4.3.14～R4.4.28	地域振興課	0260-32-1023
泰阜村	給付金・補助金	飲食店・タクシー事業者支援金給付事業	未定	総務課	0260-26-2111
	クーポン	泰阜村思いやり商品券発行事業	未定	〃	〃
喬木村	給付金・補助金	<a href="#">事業者応援支援金支給</a>	R4.2.1～R4.3.31	産業振興課	0265-33-5126
	その他	抗原定性検査（簡易検査）キッド	R4.3.1～R4.8月予定	〃	〃
	給付金・補助金	<a href="#">食品等事業者支援金支給</a>	R4.3.10～R4.3.31	〃	〃
豊丘村	給付金・補助金	<a href="#">第6波対応事業者直接支援金</a>	R4.3.1～R4.5.31	産業建設課	0265-35-9056
	クーポン	テイクアウトお食事券発行事業	R4.2.10～R4.3.31	〃	〃
大鹿村	給付金・補助金	まん延防止等重点措置に係る特別支援事業	R4.2.2～R4.2.28	産業建設課	0265-39-2001
	クーポン	プレミアム付き商品券発行事業	R4.5.1～R4.10.31予定	〃	〃
上松町	給付金・補助金	上松町中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策第6波支援補助金	R4.4月～5月予定	産業観光課	0264-52-4804
南木曽町	クーポン	未定	未定	産業観光課	0264-57-2001
木曽町	給付金・補助金	<a href="#">木曽町第6波対応事業者支援金（売上減少事業者への支援金）</a>	R4.4.1～R4.6.30	観光商工課	0264-22-4285
	クーポン	プレミアム商品券事業補助金（プレミアム商品券発行）	R4.6月予定	〃	〃
木祖村	給付金・補助金	未定	未定	産業振興課	0264-36-2001
	クーポン	<a href="#">プレミアム商品券発行事業</a>	R4.7.1～R4.12.31	〃	〃
王滝村	給付金・補助金	第6波対応事業者支援給付金	R4.4月～	企画・観光推進室	0264(48)2257
大桑村	給付金・補助金	大桑村中小企業等特別応援金事業（仮称）	未定	産業振興課	0264-55-3080
松本市	給付金・補助金	<a href="#">松本市第6波対応事業者特別支援金事業</a>	R4.3.1～R4.7.29	商工課	0263-87-3969
塩尻市	給付金・補助金	<a href="#">塩尻市第6波対応中小事業者等緊急支援金</a>	R4.2.14～R4.4.28	産業政策課	0263-52-0871
安曇野市	給付金・補助金	<a href="#">第6波事業者支援金給付事業</a>	R4.3.1～R4.7.29	商工労政課	0263-71-2041
	観光キャンペーン	安曇野あんしん旅キャンペーン事業	R4.7.16～R4.12.26	観光交流促進課	0263-71-2054
麻績村	給付金・補助金	麻績村新型コロナウイルス感染症第6波事業者支援交付金	R4.3.1～R4.3.11	振興課	0263-67-3001
生坂村	給付金・補助金	未定	未定	振興課	0263-69-3112
	クーポン	未定	未定	〃	〃
山形村	給付金・補助金	未定	未定	産業振興課	0263-98-5664
朝日村	給付金・補助金	未定	未定	産業振興課	0263-99-4104
筑北村	給付金・補助金	未定	未定	観光課	0263-66-2111
	クーポン	未定	未定	〃	〃

大町市	給付金・補助金	<a href="#">大町市新型コロナウイルス感染症第6波対応事業者支援金</a>	R4.3.7～R4.7.29	商工労政課	0261-22-0420(内542)
	観光キャンペーン	<a href="#">スキー場市民限定リフト券販売促進事業</a>	R4.2.11～シーズン終了	観光課	0261-23-4081
池田町	給付金・補助金	池田町中小企業事業継続支援金（第4次）	R4.5月～6月予定	産業振興課	0261-62-3127
松川村	給付金・補助金	<a href="#">第6波対応事業者支援給付金</a>	R4.3.16～R4.4.28	経済課	0261-62-3109
白馬村	給付金・補助金	白馬村第6波対応事業者特別支援金	R4.3.25～R4.5.20	観光課	0261-85-0722
	その他	未定	未定	〃	〃
小谷村	給付金・補助金	事業者支援事業	未定	観光地域振興課	0261-82-2585
長野市	給付金・補助金	<a href="#">長野市第6波対応事業者緊急支援金</a>	R4.2.18～R4.4.28	商工労働課	026-224-7859
須坂市	給付金・補助金	第6波対応 須坂市新型コロナ中小企業者等特別応援金	R4.4月予定	産業連携開発課	026-248-9033
千曲市	クーポン	消費需要喚起事業	R4.6～8月、11月頃～ <small>予定</small>	産業振興課	026-273-1111 (内3301)
坂城町	未定	未定	未定	商工農林課	0268-75-6207
小布施町	その他	未定	未定	産業振興課	026-214-9104
高山村	給付金・補助金	新型コロナウイルス感染症第6波対応支援金	R4.4.1～R4.8.31	産業振興課	026-214-9296
信濃町	給付金・補助金	<a href="#">信濃町第6波対応事業者支援金事業</a>	R4.3.4～R4.4.28	産業観光課	026-255-3114
	未定	未定	未定	〃	〃
飯綱町	給付金・補助金	飯綱町飲食店等支援給付金	未定	産業観光課	026-253-4765
小川村	給付金・補助金	未定	未定	総務課	026-269-2323
	クーポン	小川村消費促進商品券配布事業	R4.4月～R4.8月	〃	〃
中野市	給付金・補助金	中野市第6波対応事業者応援特別給付金事業	未定	商工観光課	0269-22-2111(内272)
飯山市	給付金・補助金	<a href="#">飯山市第6波対応事業者支援給付事業</a>	R3.3.1～R3.5.31	商工観光課	0269-67-0731
	クーポン	未定	未定	〃	〃
山ノ内町	給付金・補助金	山ノ内町新型コロナ対応事業者支援給付金	未定	観光商工課	0269-33-1107
	観光キャンペーン	観光地組織維持支援事業	未定	〃	〃
木島平村	クーポン	第3次木島平村村民応援商品券配布事業	未定	産業課	0269-82-3111
	給付金・補助金	木島平村新型コロナウイルス対策事業復活支援金	未定	〃	〃
野沢温泉村	給付金・補助金	野沢温泉村新型コロナウイルス対応事業者支援金交付事業（仮称）	未定	観光産業課	0269-85-3114
栄村	給付金・補助金	未定	未定	商工観光課	0269-87-3355





「信州の安心なお店」認証の  
飲食店等を応援!

# 感染予防資器材を 無償配布します。

長野県では、適切に感染対策に取り組んでいる「信州の安心なお店」の飲食店等を対象に、今後もさらに安心してご利用いただける環境づくりをバックアップしていくため、感染対策として必要とされる検温器、消毒液噴霧器等、サーキュレーター、パーティションの各資器材のうちいずれか1種類を無償配布します。



## 申請期間

令和4年3月30日(水)～6月30日(木)※予定

## 配布期間

令和4年4月6日(水)～8月31日(水)※予定

## 配布資器材

店舗ごとに下記①～⑤の中からお希望の資器材を1種類配布します。

- ① 非接触型検温器……………1台(付属品付)
- ② 消毒液噴霧器等……………1台(消毒液1ℓ入り2本付)
- ③ サーキュレーター……………1セット(大型1台+小型2台)
- ④ 飛沫防止パーティション【大】………テーブル用 3枚 1セット
- ⑤ 飛沫防止パーティション【小】………カウンター用 4枚 1セット

## 配布要件

- (1) かつ(2)または(3)の要件を満たすこと。
- (2) 「信州の安心なお店」の認証を受けている、もしくは認証申請中、または令和4年11月30日までに申請の予定があること。
- (3) 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条第1項の規定に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した飲食店等であり、かつ、業種が「自動販売機」、「仕出し屋」、「弁当屋」、「そうざい屋」、「露店営業」、「臨時営業」及び「移動営業車」のいずれかのみではないこと。
- (4) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業の許可を取得した飲食店であり、かつ、業態が「露店営業」、「臨時営業」及び「移動営業車」のいずれかのみではないこと。



## 配布資器材のご案内

店舗ごと、下記①～⑤の中から1種類を選んでお申し込みください。なお、資器材の動画やよくあるご質問など、詳しくは当事業の公式ホームページをご覧ください。

### ①非接触型検温器 1台 (付属品付)

サイズ/高さ87×横83×縦83(mm)  
重さ/595g(電池3本含む)  
電源/DC5V 1Aまたは  
単三乾電池3本



### ③サーキュレーター 1セット (大型30畳用1台 + 小型18畳用2台)

サイズ/大型幅260×奥行260×高さ362(mm)  
小型幅210×奥行210×高さ290(mm)  
重さ/大型1.9kg、小型2.0kg、  
電源/AC100V(50/60Hz共用)、  
電源コード約1.4m



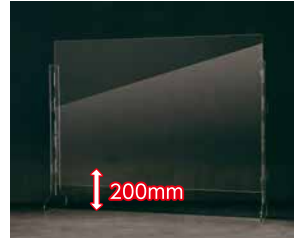
### ②消毒液噴霧器等 1セット (消毒液噴霧器1台 + 消毒液1リットル入り2本)

サイズ/幅160×奥220×高さ955(mm)  
重さ/約2.5kg  
材質/アルミ製



### ④飛沫防止パーティション 【大】 (テーブル用 3枚 1セット)

アクリル製3mm厚  
サイズ/幅900×高さ600(mm)  
高さ3段階調整可能  
(開口部:0mm→100mm→200mm)



### ⑤飛沫防止パーティション 【小】 (カウンター用 4枚 1セット)

ペット製3mm厚  
サイズ/幅400mm×高さ600mm



● 配布後の資器材変更はできません。十分ご確認のうえお申し込みください。●

## 申込方法等

### 電子申請の場合

公式ホームページよりお申し込みください。

<https://shinshu-shikizai.net>



### FAXまたは郵送の場合

別紙の「申込書」等に必要事項を記入のうえ下記事務局までFAXにてお送りください。

なお、申込書等は上記ホームページからもダウンロードできます。

※上記いずれのお申し込みの場合も、折り返し「受付完了通知」をお送りします。

## お問い合わせ

ご不明な点などは上記公式ホームページのよくある質問、または下記事務局までご連絡ください。



【お問い合わせ・お申し込み先】

## 長野県感染予防資器材配布事務局

〒380-0823 長野市南千歳1-10-6 東武トップツアーズ(株)長野支店内

TEL:026-217-5219 FAX:026-217-5901

E-MAIL:nagano2022yobo@tobutoptours.co.jp